

2020 Disclosure

北央信用組合の名称とシンボルマークの由来



北央信用組合

《名称「北央信用組合」》

北央信用組合の名称は、信用組合の地域性(北海道らしさ)、親しみやすさ、呼びやすさの3つのコンセプトからなっています。

「北」は、営業基盤である北の暮らしや大地を示します。

「央」は、北海道における信用組合業界の中心的存在を目指す将来像をイメージするとともに、広がり、鮮明という意味を含んでいます。

《シンボルマーク》

北海道の雄大な大地をイメージできるよう、漢字の「北」を形象化しました。上端部を突出させて将来の飛躍・向上を表現する一方、下端部に厚みを与えて地域への広がりをアピールしています。

「ほくしんグリーン」……北海道の大地を象徴するグリーンは、地域との調和の意味をこめています。

「ほくしんブルー」……北海道の大空を象徴するブルーは、未来への飛躍の意味をこめています。

ごあいさつ

皆さまには、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当組合に対し、格別のご愛顧とお引立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

当組合の現況をより一層ご理解頂くため、令和元年度ディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧頂けましたら幸いに存じます。

令和元年度の国内経済は、長引く物価の低迷や消費税率引上げに伴う個人消費の落ち込みなどの影響を受けつつも、企業の設備投資など堅調な国内需要に支えられ、年末まで景気は緩やかな回復基調が続きました。

しかしながら、年明けから新型コロナウイルスによる感染症の流行が世界的に拡大。国内外で経済活動が停滞するなか、サプライチェーンの寸断や雇用情勢の悪化などによる景気への悪影響は、その深刻さがなお不透明な状況にあります。

道内においても、緊急事態宣言を受けた企業活動の縮小やインバウンド需要の落ち込み、外出自粛による消費活動の急減などを背景に、とりわけ中小企業・小規模事業者にとっては非常に厳しい経営環境が続いております。

また、金融機関においても、大規模金融緩和の長期化による資金運用利回りの低迷、市場リスクの顕在化、加えて信用コストの増加見込みなどにより、今後も厳しい収益環境が続くことが見込まれます。

このような金融経済環境の下、当組合は地域に根ざした経営に徹し、特に融資を通じた組合員の皆様の事業価値の拡大に努めてまいりました結果、期末預金残高は1,971億円（譲渡性預金を含む）、期末貸出金残高は1,180億円となり、堅実な業績を収めることができました。

これも偏に、皆さまの暖かいご支援によるものと深く感謝申し上げます。

令和2年度におきましては、地域金融機関として金融仲介機能を十分に発揮し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた顧客への資金繰り支援、困難な経営環境下で成長を続ける顧客への成長支援、経営改善を必要とする顧客に寄り添った伴走支援に全力を挙げて取り組んでまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



北央信用組合

理事長 林 伸幸

経営理念・方針

北央信用組合は、信用組合の基本理念であります「相互扶助の精神に基づいて、組合員と地域経済の発展に寄与する」を念頭に、お客様のニーズにお応えするとともに課せられた社会的使命を全うします。

■ 経営ビジョン

● **地域の皆様との共存共栄を目指します。**

具体的には……地域社会に根ざし、時代のニーズに合った質の高いサービスの提供を心掛け、地域の皆様とともに発展し存在感のある金融機関を目指します。

● **地域の皆様に常に誠意をもって接し、豊かな地域社会づくりに奉仕します。**

具体的には……地域の皆様との取引を通じ、各活動・行事等に積極的に参加し、親近感をもって頂くとともに、お客様のニーズにお応えして地域に求められる金融機関を目指します。

● **誰からも信頼され、親しまれる明るい職場をつくり、役職員の生活向上と、活力ある組合を築きあげます。**

具体的には……全役職員が仕事を通して、お客様へ貢献できる喜びを持つことと、自分及び家族の“夢”実現を目指し、働き甲斐のある職場づくりを進めます。

■ 経営目標

金融自由化の原理・原則を踏まえて“ほくしん”独自の経営戦略を積極的に打ち出し、時代の変化に即応できる万全な経営体制を構築しつつ「健全にして堅実な経営」の徹底に向け、以下を柱として努力いたします。

- ① **経営体力、経営体質の強化及び特性の発揮を目指します。**
- ② **量から質への転換を行い、取引基盤の強化を目指します。**
- ③ **新時代を指向して人材育成に努めます。**

令和元年度事業の概況

■ 預 金	・期末残高 197,113百万円 (前期比 362百万円減)	・期中平均残高 202,256百万円
■ 貸 出 金	・期末残高 118,025百万円 (前期比1,716百万円減)	・期中平均残高 116,404百万円
■ 損 益	・経常利益 151百万円	・当期純利益 93百万円

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

当組合のあゆみ(沿革)

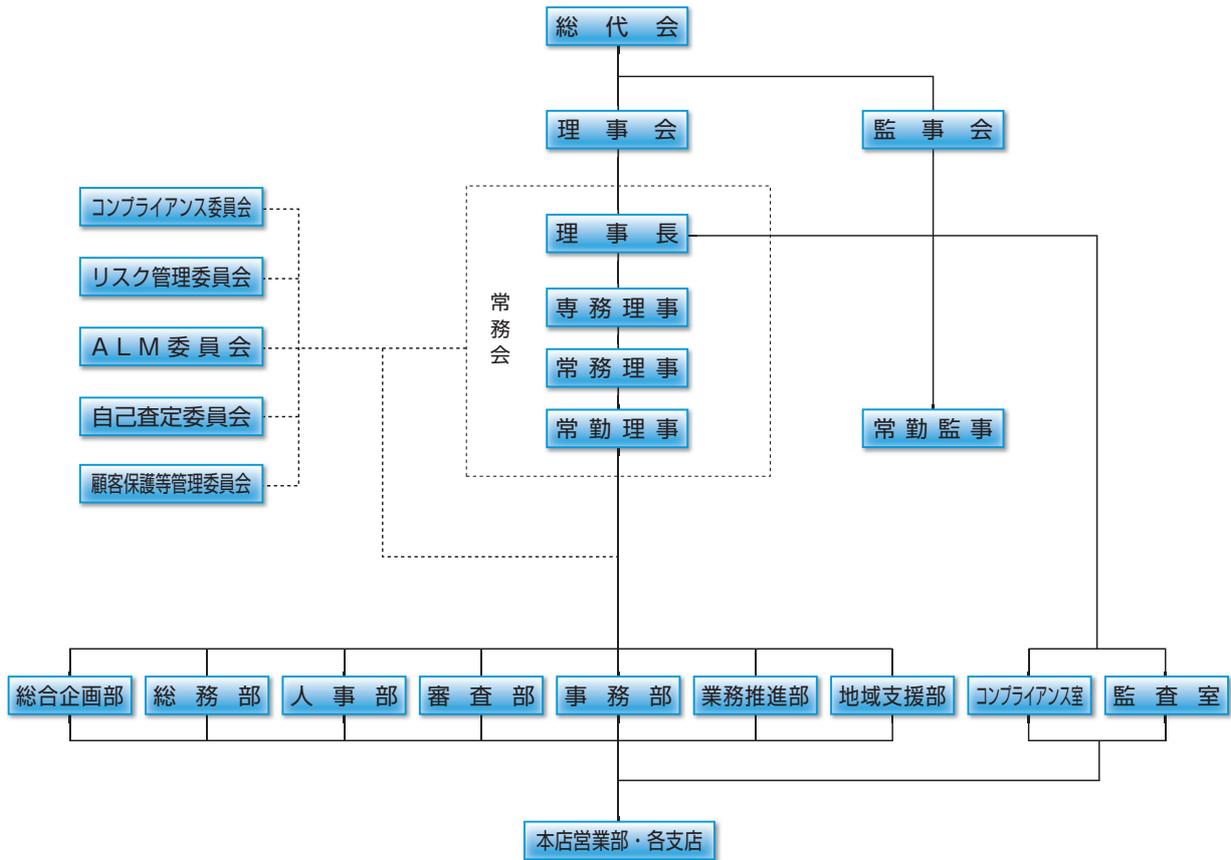
■昭和27年11月	中小企業等協同組合法に基づき札幌専売信用組合を設立し事務所を札幌市中央区南1条西5丁目4番地に設ける
■昭和27年12月	法人登記
■昭和32年 9月	西支店開設
■昭和34年 9月	琴似支店開設
■昭和37年 4月	菊水支店開設
■昭和37年10月	新本店・店舗完成(創立10周年記念事業) 事務所を札幌市中央区南1条西8丁目7番地の1に移転
■昭和38年 6月	北支店開設
■昭和41年12月	円山支店開設
■昭和45年 8月	美園支店開設
■昭和46年10月	当組合の略称を「せんしん」とする
■昭和47年11月	創立20周年記念式挙行
■昭和49年 9月	江別支店開設
■昭和51年10月	元町支店開設
■昭和53年 4月	発寒支店開設
■昭和55年 7月	平岸支店開設
■昭和56年 2月	第一次オンライン稼働
■昭和56年10月	本店・店舗増改築
■昭和57年 8月	名称を「専和信用組合」に変更
■昭和57年11月	創立30周年記念式挙行
■昭和60年 5月	第二次オンライン稼働
■平成 3年 5月	第三次オンライン稼働
■平成 4年11月	創立40周年記念式挙行
■平成11年 5月	ポスト第三次オンライン(第四次オンライン)稼働
■平成11年12月	千歳信用組合・共同信用組合の事業譲受(事業所数34店舗となる) 名称を「北央信用組合」に変更と同時に略称を「ほくしん」とする
■平成14年 5月	旭川商工信用組合の事業譲受(事業所数42店舗となる)
■平成14年11月	創立50周年記念式挙行
■平成15年 2月	4支店を店舗統廃合(事業所数38店舗となる)
■平成18年 2月	室蘭商工信用組合より苫小牧地区の事業を譲受(事業所数39店舗となる)
■平成18年10月	三川支店を廃止し、千歳支店・早来支店に統合(事業所数38店舗となる)
■平成19年 5月	第五次オンライン稼働
■平成20年 3月	営業店事務集中管理システムの稼働
■平成20年12月	為替本部集中処理システムの稼働
■平成22年11月	信用リスク管理システムの稼働
■平成23年10月	山手支店・神居支店を廃止し、苫小牧支店・旭川支店に統合(事業所数36店舗となる)
■平成25年10月	発寒支店を廃止し、西野支店に統合(事業所数35店舗となる)
■平成27年 5月	第六次オンライン稼働
■平成27年10月	円山支店を廃止し、琴似支店に統合(事業所数34店舗となる)
■平成28年10月	住吉町支店を廃止し、苫小牧支店に統合(事業所数33店舗となる)
■平成30年10月	平岸支店を廃止し、澄川支店に統合(事業所数32店舗となる)
■令和 元年10月	西支店を廃止し、本店営業部に統合(事業所数31店舗となる)

トピックス

- 平成31年 4月 「安心ロードサービス付マイカーローン」の取扱いを開始しました。
- 平成31年 4月 「10連休に係る資金繰り対策特別相談窓口」を全店に設置しました。
- 平成31年 4月 産学連携による大学講義を北海学園大学で実施させていただきました。「地域金融論 信用組合の制度と役割」(11月には札幌国際大学短期大学部、12月には札幌学院大学でも実施)
- 令和元年 5月 地域の起業家への応援を通じて地域の活性化を図ることを目的に、「第6回札幌地域クラウド交流会」の開催に協力いたしました。(9月には「第4回千歳」開催にも参加)
- 令和元年 7月 「あおぞら債権回収株式会社」及び「しんくみリカバリ株式会社」との間で事業再生ファンドの利用に関する覚書を締結いたしました。
- 令和元年 8月 全店交通安全運動期間(9月末まで)を設け、活動と募金を実施しました。テーマは「ほくしんは、地域の皆様と交通事故ゼロを目指します」
- 令和元年 8月 TKC北海道会と中堅中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結いたしました。
- 令和元年 9月 役職員・お客様による【しんくみの日・献血運動】を実施しました。(参加者69名)
- 令和元年 9月 「コープ札幌平岡店」、「ラルズスマート島松店」の店外CDを廃止しました。
- 令和元年10月 東神楽支店の業務取扱時間を変更させていただきました。(お昼休みの導入)
- 令和元年10月 アパートオーナー会会員向け「アパート経営セミナー」を札幌・千歳・旭川で開催しました。テーマは「人口減少時代における事業承継のあり方」参加会員数は137名
- 令和元年10月 西支店を本店営業部と統合しました。
- 令和元年10月 旭川市に令和元年度交通安全募金を寄付させていただきました。
- 令和元年10月 2019年しんくみ食のビジネスマッチング展ー食の商談会ならびに物産展ー(東京都で開催)に当組合のお取引先のご参加をいただきました。
- 令和元年11月 第14回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」北海道大会に共催の一員として参画しました。
- 令和元年12月 「ほくしんビジネスネットワーク会(BN会)」発足記念パーティーを札幌で開催しました。セミナー参加者151名
- 令和元年12月 林理事長が国家褒章である「黄綬褒章」を受章しました。
- 令和 2年 1月 地域の起業家への応援を通じて地域の活性化を図ることを目的に、「第7回札幌地域クラウド交流会」の開催に協力いたしました。
- 令和 2年 2月 新型コロナウイルス肺炎の発生に伴う融資相談窓口を全店に設置しました。

事業の組織

(令和2年6月30日現在)



役員一覧 (理事及び監事の氏名・役職名)

(令和2年6月30日現在)

理事長	林 伸幸	理事	藤岡 喬一(※)	常勤監事	久保 喜幸(員外)
専務理事	渡辺 欣也	理事	濱口 勝紀(※)	監事	高山 尚樹(員外)
常務理事	堀江 隆	理事	瀧澤 順久(※)	監事	新野 秀行
常勤理事	畠山 則和	理事	高野 國男		
常勤理事	三枝 泰夫	理事	牛嶋 和夫(※)		
		理事	渡辺 敏行(※)		

◇当組合は、職員出身者以外の理事(※)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

(令和2年6月30日現在)

有限責任監査法人トーマツ

組合員の推移

(単位:人)

区分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
個人	28,433	28,255	27,761	27,253
法人	4,739	4,758	4,806	4,882
合計	33,172	33,013	32,567	32,135

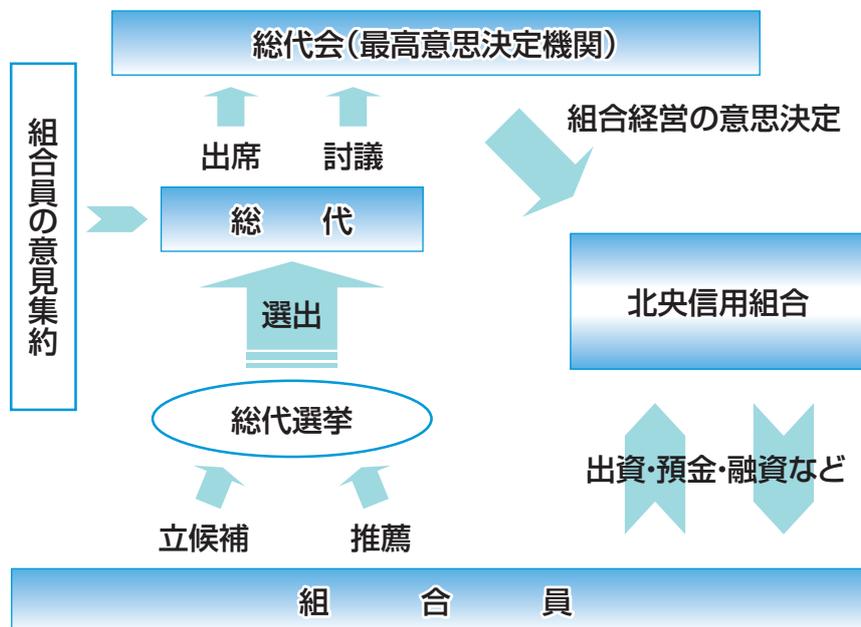
総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員数32,135名(令和2年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



総代の選出方法、任期、定数 等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約(総代選挙規程)に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を18の区に分け、総代の選出を行っています。総代の定数は、定款で100人以上、120人以内と定めており、令和2年6月30日現在の総代は、115名です。

(3) 総代の定年

総代の定年は85歳(就任時)です。

総代会の決議事項等の議事概要

第68期通常総代会が、令和2年6月19日午後2時40分より、札幌市内で開催されました。当日は総代115名のうち、出席66名（うち、委任状による代理出席32名）のもと、全議案が可決・承認されました。

第1号議案 第68期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分案承認の件

第2号議案 第69期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業計画書及び収支予算書（案）承認の件

第3号議案 組合法定脱退（除名）に関する件

第4号議案 定款変更に関する件

総代名簿（選出地区別）

（令和2年6月30日現在）

地 区	氏 名（敬称略）											
札幌市中央区	齋藤 宏二⑧	佐藤 千昭⑤	高瀬 誠一③	竹内 吉一⑱	田中 智郎⑧	出村 壽茂②	橋本 忠道⑩	畑 敏夫③	細川 良子⑧	村山 健一①	山角 伸一④	吉川 英夫⑨
札幌市北区	岡 勉⑤	高橋 正浩②	廣瀬 和法③	山森 鉄夫②	吉泉 彰夫①							
札幌市東区	足立 榮一⑨	岡崎 剛①	澤出 高広②	竹田 良仁①	高岡 政雄⑤	高谷 敏文④	松村 重則④	真吉 智一①	水森 保雄①			
札幌市白石区	大畑 健二⑦	小林 益明⑮	菅 清志④	竹生 政俊⑪	前田 晃彦②	松本 英利⑥	目良 裕⑥	吉田 勝利③				
札幌市豊平区	網野 敏④	岩本 吉廣④	大和田邦弘⑤	岡村 繁樹②	加藤 隆由④	神田 勝則①	佐藤 益延③	田中 久光⑤	本多 信人①			
札幌市南区	青木 伸①	大磯英太郎⑥	春日井静知②	堂前 元良②	西田 博明⑥	光富 政道⑦	山浦 恭稔①					
札幌市西区	岩井 眞一②	漆崎 泰男⑦	加賀 寿朗②	角田 昭平⑨	河森 賢①	源光 正晴③	齋藤 嘉則②	新保 實⑥	藤村 嘉一①	前河 良治②	前鼻 守⑦	村山 秀哉⑨
札幌市厚別区	木村 和仁①	中野 祐一①	村田 晃啓⑦	山本 康次②								
札幌市手稲区	一ノ宮博昭⑦	小川 敏夫①	藤村久美子①	山本 勝美②								
札幌市清田区	菊地 慎一①	佐々木敏之①	佐藤 友則①	高橋 彰①	村西 正⑦							
江別市	葛西 陽一④	丹内 松夫⑩										
千歳市	池田 吉和⑦	糸田 純子①	木滑 哲夫④	佐藤 秀雄⑦	佐々木敏男①	原田 行徳⑦	廣重 貴幸①	藤本 敏廣④	水上 明子①			
恵庭市	柏野 辰雄①	杉村 則幸⑦	津田 義宏①	東野 英満⑥	中泉 孝彦①	村本 徳義①						
苫小牧市	今川 雄一⑦	木村 悟①	後藤 勝夫①	坂井 芳一⑦	山野下朝人④							
石狩市	下川 重利⑦											
旭川市	小川 諭一②	加藤 卓④	北村 聰⑥	島田 光博⑥	田中 信也①	原田 一紀④	馬場 康博①	成瀬 和之①	湊 章①	山本 虎祐⑥	吉竹 隆男⑥	
旭川市外近郊	穴山 陽一①	藤田 裕三⑥										
夕張郡及び日胆	大澤 保文①	白田 忠美①	瀧本 和彦⑦	中田 光則⑦								

（注）氏名の後に就任回数を記載しております。

総代の属性別構成比

（令和2年6月30日現在）

職 業 別	個人 11.3%、個人事業主 15.6%、法人役員 73.0%
年 代 別	30代 0.8%、40代 3.4%、50代 10.4%、60代 30.4%、70代 37.3%、80代 17.3%
業 種 別	製造業 2.9%、砂利採取業 0.9%、建設業 19.6%、運輸業 0.9%、卸売・小売業 26.4%、不動産業 25.4%、その他のサービス業 23.5%

※業種別は、法人役員、個人事業主に限る。

地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、地域の皆様また地元商店街・商工会等との関わりを大切に、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

融資を通じた地域貢献

《貸出先の状況》

令和2年3月末現在における業種別の貸出残高構成比は、事業所75.09%、個人17.54%、地方公共団体7.37%となっております。また、地方公共団体を除く資金使途別残高は、運転資金35,084百万円、設備資金74,248百万円となっております。

金額段階別の貸出先数割合では、1,000万円未満の先数が全体の82.62%を占め、地方公共団体を除く貸出1先当りの平均貸出残高は10,960千円となっており、中小・零細企業及び個人取引を中心に数多くの皆様への資金還流を積極的に実施しております。

《地方自治体の制度融資》

当組合は、北海道を始めとして、札幌市、旭川市、千歳市、苫小牧市、恵庭市、江別市の6市、安平町、むかわ町、新ひだか町、東川町、東神楽町の5町から中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、地域の多くの皆様にご利用をいただいております。

○主にご利用いただいた制度資金

- ・経済環境変化対応資金・一般経営資金(北海道)、産業振興資金・小口資金(札幌市)
- ・中小企業振興資金(札幌市・旭川市・千歳市・苫小牧市・恵庭市・江別市・安平町・むかわ町・新ひだか町・東川町・東神楽町)

《北海道信用保証協会付融資》

道内の7つの信用組合が中小企業者の資金繰りをアシストする共通商品「しんくみアシスト7(セブン)」の取扱いは令和元年度42件、328百万円のご利用をいただいております。平成21年12月の取扱開始から累計954件、5,440百万円の取扱実績となっております。この商品の取扱いは令和2年4月以降も取扱いが延長になっておりますので、今年度も積極的に推進してまいります。

令和2年3月末における信用保証協会の取扱いは11,547百万円の残高となっております。中小企業者の資金ニーズにお応えするには、信用保証協会付融資は欠かせないものであることから、今後も一層の推進を図ります。

地域・お客様との活動

《地域行事への参加・協賛》

地元に着目する地域金融機関として、各地域での行事、催しに、積極的に参加・協賛しております。

○主な参加行事

- ・北海道神宮例大祭 ・三吉神社例大祭 ・北海道護国神社例大祭 ・インディアン水車祭 ・千歳市民納涼盆踊り大会、この他各営業店が加盟する地区商店街、町内会、地域の神社祭等の行事に参加・協賛しております。

《お客様の親睦団体・・・“ほくしん会”》

札幌・千歳地区の各営業店、旭川地区にお客様の親睦団体「ほくしん会」を組織し、さまざまな活動を通じて会員相互の親睦と啓発を図っております。

○ほくしん会の運営

「ほくしん会」の活動はお客様が主体となって企画し、各営業店は事務局としてお手伝いをさせていただいております。なお、「ほくしん会」は、会員の会費および当組合からの補助金を主な活動費として運営されております。

○ほくしん会の主な活動内容

「ほくしん会」は、営業店単位、地域単位により、さまざまな行事を開催しております。主な活動内容をご紹介します。

- ・総会 ・親睦旅行会 ・ゴルフ会 ・釣り会 ・パークゴルフ会 ・忘、新年会 ・ビール会等
- ・本店営業部ほくしん会令和元年11月旅行「伊勢神宮他、紀伊半島」の実施(参加者24名)、美園支店ほくしん会令和2年2月旅行「沖縄観光・ゴルフツアーの旅」の実施(参加者20名)、旭川地区ほくしん会令和元年6月旅行「小樽・積丹」の実施(参加者41名)等

文化的・社会的貢献活動

《主なボランティア・社会的貢献活動》

地域の皆様に少しでもお役に立ちたいと考え、ボランティア活動、社会的貢献活動を積極的に推進しております。

○主なボランティア・社会的貢献活動

- ・地域清掃運動への参加:本店営業部(札幌市)・清田支店(札幌市)・静内支店(新ひだか町)等
- ・花いっぱい運動への参加(地域道路の花壇製作):琴似支店(札幌市)・北支店(札幌市)・末広支店(千歳市)・東神楽支店(東神楽町)
- この他、「交通安全運動」への参加、「子供110番の家」実施、敬老会への参加、地域小・中学校の職業体験学習の実施等、地域の皆様との関わりを大切に考えております。

○主な寄付・募金

- ・役員による交通安全運動募金を実施。募金は当組合分と合わせて、旭川市へ寄贈。
- ・日本赤十字、地区交通安全協会等への募金
- この他、各地域にて開催される例祭、各営業店が加盟する地区商店街、町内会等へ寄付を致しております。

○献血運動

- ・令和元年9月 役員・お客様による献血運動を実施(参加者69名)

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記についても同様であります。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	648,774千円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,216,501千円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める地価税法に基づいて、実行価格補正等の合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
△274,987千円
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4年～50年
その他	2年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によるものであります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先償権及び重要先償権に相当する償権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての償権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

 - 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）

年金資産の額	345,052,593千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	298,784,281千円
差引額	46,268,312千円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日） 1.558%
 - 上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高22,092,101千円及び別途積立金68,360,413千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間13年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金31,092千円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末まで発生しているものと認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 4,354千円
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,045,959千円
- 貸出金のうち、破綻先償権額は68,676千円、延滞償権額は1,992,617千円であり、

なお、破綻先償権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であり

- ます。
- また、延滞償権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先償権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞償権額は該当がありません。

なお、3か月以上延滞償権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先償権及び延滞償権に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和償権額は202,690千円であり、

なお、貸出条件緩和償権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先償権、延滞償権及び3か月以上延滞償権に該当しないものであります。
 - 破綻先償権額、延滞償権額及び貸出条件緩和償権額の合計額は2,263,984千円であり、

なお、16.から19.に掲げた償権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、766,969千円であり、
 - 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	15,520,000千円	
	有価証券	4,200,000千円	
	担保資産に対応する債務	借入金	19,720,000千円

上記のほか、為替取引のために預け金4,800,000千円及び日本銀行蔵入復代理店取引のために有価証券11,500千円を担保として提供しております。
 - 出資1口当りの純資産額は4,127円99銭です。
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当組合は、事務取扱規程（融資編）及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣を含むリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理委員会がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営陣によるALM委員会においてALMに関する実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部に保有している株式は、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、発行体の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金」、「借入金」です。

当組合では、これら金融資産、金融負債について、「[協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等]について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末に上昇、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、1,671,887千円減少するものと把握しております。

また、上記の金利変動幅を用いた経済価値変動額では株価変動等の市場リスクは管理できないため、当組合では、「有価証券」のうち上場株式及び上場投資信託の市場リスク量を、VaR（観測期間は1年、保有期間は3ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて、定量分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

令和2年3月31日において、当該リスク量の大きさは307,195千円になります。

▶貸借対照表の注記事項・前ページより

また、VaR計測モデルのバックステイキングを定期的実施し、モデルの妥当性を検証しております。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	62,370,702	62,679,535	308,832
(2) 有価証券			814,719
満期保有目的の債券	34,021,835	34,836,555	
その他有価証券	2,873,550	2,873,550	—
(3) 貸出金(*1)	118,025,204		
貸倒引当金(*2)	△575,347		
	117,449,857	118,263,256	813,399
金融資産計	216,715,946	218,652,897	1,936,950
(1) 預金積金(*1)	194,313,630	194,405,040	91,409
(2) 譲渡性預金	2,800,000	2,800,000	—
(3) 借入金	19,720,000	19,720,000	—
金融負債計	216,833,630	216,925,040	91,409

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP金利）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、残存期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、残存期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該約定価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	735,159
投資事業有限責任組合への出資(*1)	49,471
合計	784,630

(*1) これら上記有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 (単位：千円)

国	債	貸借対照表計上額	時価	差額
国	債	14,297,733	14,843,485	545,751
地	債	14,014,423	14,270,050	255,626
社	債	3,300,242	3,330,070	29,827
小	計	31,612,399	32,443,605	831,205

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位：千円)

社	債	貸借対照表計上額	時価	差額
社	債	2,409,436	2,392,950	△16,486
小	計	2,409,436	2,392,950	△16,486
合	計	34,021,836	34,836,555	814,719

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位：千円)

株	式	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株	式	17,204	15,700	1,504
債	券	716,400	699,978	16,421
地	方	511,580	499,978	11,601
社	債	204,820	200,000	4,820
そ	の	446,434	278,192	168,241
小	計	1,180,039	993,871	186,167

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位：千円)

株	式	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株	式	32,578	34,709	△2,131
債	券	98,420	100,000	△1,580
社	債	98,420	100,000	△1,580
そ	の	1,562,513	1,748,766	△186,253
小	計	1,693,511	1,883,476	△189,964
合	計	2,873,550	2,877,347	△3,796

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

26. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
394,612千円	20,442千円	1,250千円

28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債	5,558,129	18,328,766	8,101,331	2,848,428
国	2,354,245	7,099,758	2,093,720	2,750,008
地	2,403,739	8,924,089	3,198,174	—
社	800,144	2,304,918	2,809,436	98,420
そ	—	199,120	—	—
合	5,558,129	18,527,886	8,101,331	2,848,428

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,368,881千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,368,881千円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	49,703 千円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	132,203 千円
その他	104,327 千円
繰延税金資産小計	286,234 千円
評価性引当額	△77,662 千円
繰延税金資産合計	208,572 千円
繰延税金負債	
その他	829 千円
繰延税金負債合計	829 千円
繰延税金資産の純額	207,743 千円

31. (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する将来見込みにあたっては、今後の広がり方や収束時期が債務者の経営環境に与える影響について一定の仮定を置いておりますが、この仮定の不確実性は高く、収束時期が遅延した場合には、将来の損失額に影響を与える可能性があります。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	3,467,908	3,294,405
資金運用収益	3,076,731	2,977,947
貸出金利息	2,568,559	2,489,681
預け金利息	127,325	111,183
有価証券利息配当金	352,651	347,735
その他の受入利息	28,196	29,345
役員取引等収益	217,027	216,642
受入為替手数料	82,131	78,991
その他の役員収益	134,896	137,650
その他業務収益	91,580	13,864
国債等債券売却益	85,038	4,062
国債等債券償還益	—	17
その他の業務収益	6,541	9,784
その他経常収益	82,569	85,951
貸倒引当金戻入益	—	22,338
償却債権取立益	150	150
株式等売却益	5,827	16,380
その他の経常収益	76,592	47,082
経 常 費 用	3,428,488	3,142,515
資金調達費用	94,909	74,871
預金利息	93,596	73,444
給付補填備金繰入額	344	380
譲渡性預金利息	285	317
その他の支払利息	683	727
役員取引等費用	383,148	338,266
支払為替手数料	24,738	25,224
その他の役員費用	358,410	313,042
その他業務費用	9,589	10,194
国債等債券売却損	33	117
国債等債券償還損	8,722	9,806
その他の業務費用	833	270
経 費	2,716,371	2,645,148
人 件 費	1,798,082	1,759,217
物 件 費	814,351	783,477
税 金	103,937	102,453
その他経常費用	224,468	74,034
貸倒引当金繰入額	190,490	—
株式等売却損	—	1,133
その他の経常費用	33,977	72,901
経 常 利 益	39,420	151,889

科 目	平成30年度	令和元年度
特 別 利 益	121,513	8,918
固定資産処分益	121,513	8,918
特 別 損 失	23,587	28,006
固定資産処分損	1,533	497
減 損 損 失	21,564	27,508
その他の特別損失	490	—
税引前当期純利益	137,346	132,801
法人税、住民税及び事業税	13,922	16,894
法人税等調整額	16,922	22,145
法人税等合計	30,844	39,039
当期純利益	106,502	93,761
繰越金(当期首残高)	962,889	963,361
当期末処分剰余金	1,069,391	1,057,123

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記についても同様であります。
2. 出資1口当たりの当期純利益 47円93銭
3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失(千円)
(1) 勇払郡	営業用店舗底地	土 地	1,455
	営業用店舗底地	土 地	4,569
	営業用店舗	建 物	1,230
(2) 旭川市	営業用店舗	その他の有形固定資産	834
	営業用店舗底地	土 地	5,234
	営業用店舗	建 物	12,862
	営業用店舗	その他の有形固定資産	810
	営業用店舗	その他の有形固定資産	511

(経緯)

(1)の営業用店舗底地については、回収可能価額の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。
(2)については、次年度に店舗移転統合を機関決定していることにより資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。
(グループ別の方法)
当組合は、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた個々の店舗をグループ別の単位としております。本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。
遊休資産については、各々単独の資産をグループ別の単位として取り扱っております。
(回収可能額の算定方法等)
当期の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「固定資産課税標準額(評価額)」等に基づき算定し、さらに処分費用見込額を控除しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
当期末処分剰余金	1,069,391	1,057,123
計	1,069,391	1,057,123
剰 余 金 処 分 額	106,030	94,588
利益準備金	11,000	10,000
普通出資に対する配当金	19,030	19,588
	(年1%の割合)	(年1%の割合)
経営安定強化積立金	76,000	65,000
繰越金(当期末残高)	963,361	962,535

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第68期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和2年6月22日

北央信用組合

理事長 林 伸 幸

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、監事のほか、会計監査人の監査を受けることが義務付けられております。

当組合では、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、同法人からは適正な処理を行っている旨の監査報告を受けております。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	7,650	7,776
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,935	1,987
うち、利益剰余金の額	5,734	5,809
うち、外部流出予定額(△)	19	19
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	113	120
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	113	120
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	127	102
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,892	7,999
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21	20
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21	20
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	4	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	26	20
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,865	7,978
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	87,258	90,266
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	567	567
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	567	567
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,444	5,351
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	92,702	95,618
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.48%	8.34%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	3,744,972	3,668,999	3,599,714	3,467,908	3,294,405
経常利益	249,861	294,705	305,459	39,420	151,889
当期純利益	124,833	181,993	270,492	106,502	93,761
預金積金残高	189,635,914	193,228,302	198,066,389	197,376,406	194,313,630
貸出金残高	106,909,028	110,672,713	114,885,635	119,742,172	118,025,204
有価証券残高	46,107,612	45,733,410	44,196,618	39,794,099	37,680,017
総資産額	208,690,263	219,593,663	230,222,375	234,496,827	226,539,419
純資産額	7,640,653	7,786,932	8,107,551	8,239,705	8,203,600
自己資本比率(単体)	8.96 %	8.83 %	8.62 %	8.48 %	8.34 %
出資総額	1,711,800	1,763,975	1,859,821	1,935,340	1,987,309
出資総口数	1,711,800 口	1,763,975 口	1,859,821 口	1,935,340 口	1,987,309 口
出資に対する配当金	16,914	17,298	17,914	19,030	19,588
職員数	288 人	271 人	265 人	262 人	266 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
資金運用収益	3,076,731	2,977,947
資金調達費用	94,909	74,871
資金運用収支	2,981,822	2,903,076
役務取引等収益	217,027	216,642
役務取引等費用	383,148	338,266
役務取引等収支	△ 166,121	△ 121,624
その他業務収益	91,580	13,864
その他業務費用	9,589	10,194
その他の業務収支	81,990	3,669
業務粗利益	2,897,691	2,785,121
業務粗利益率	1.27 %	1.20 %
業務純益	207,910	155,830
実質業務純益	196,055	155,830
コア業務純益	119,773	161,675
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	119,773	158,499

(注)1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
役務取引等収益	217,027	216,642
受入為替手数料	82,131	78,991
その他の受入手数料	134,896	137,650
役務取引等費用	383,148	338,266
支払為替手数料	24,738	25,224
その他の支払手数料	332,462	286,336
その他の役務取引等費用	25,947	26,705

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
人 件 費	1,798,082	1,759,217
報酬給料手当	1,383,213	1,342,782
退職給付費用	134,653	134,607
そ の 他	280,215	281,826
物 件 費	814,351	783,477
事務費	345,575	360,805
固定資産費	163,768	134,733
事業費	70,827	53,175
人事厚生費	21,398	18,610
有形固定資産償却	137,885	142,557
無形固定資産償却	6,959	7,197
そ の 他	67,937	66,397
税 金	103,937	102,453
経 費 合 計	2,716,371	2,645,148

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
受取利息の増減	△ 122,166	△ 98,784
支払利息の増減	△ 8,376	△ 20,038

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
国債等債券売却益	85,038	4,062
国債等債券償還益	—	17
その他の業務収益	6,541	9,784
その他業務収益合計	91,580	13,864

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	平成30年度	226,682 ^{百万円}	3,076,731 ^{千円}	1.35%
	令和元年度	231,128	2,977,947	1.28
うち 貸 出 金	平成30年度	113,894	2,557,477	2.24
	令和元年度	115,427	2,479,745	2.14
うち 金融機関貸付	平成30年度	933	11,081	1.18
	令和元年度	977	9,936	1.01
うち 預 け 金	平成30年度	68,526	127,325	0.18
	令和元年度	74,927	111,183	0.14
うち 有 価 証 券	平成30年度	42,611	352,651	0.82
	令和元年度	39,017	347,735	0.89
資金調達勘定	平成30年度	225,346	94,909	0.04
	令和元年度	229,497	74,871	0.03
うち 預 金 積 金	平成30年度	200,769	93,940	0.04
	令和元年度	199,523	73,825	0.03
うち 譲 渡 性 預 金	平成30年度	2,725	285	0.01
	令和元年度	2,733	317	0.01
うち 借 用 金	平成30年度	21,713	—	—
	令和元年度	27,094	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度32百万円、令和元年度28百万円)を、控除して表示しております。

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	65,334	32.1	68,368	33.8
定期性預金	135,435	66.5	131,154	64.8
譲渡性預金	2,725	1.3	2,733	1.3
その他の預金	—	—	—	—
合 計	203,495	100.0	202,256	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	平成30年度末	令和元年度末
財形貯蓄残高	—	—

公共債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
国 債	—	—

(注) 地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

総資産利益率

(単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.01	0.06
総資産当期純利益率	0.04	0.03

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度
資金運用利回(a)	1.35	1.28
資金調達原価率(b)	1.24	1.17
総資金利鞘(a-b)	0.11	0.11

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成30年度末		令和元年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	160,361	81.2	157,100	80.8
法 人	37,015	18.7	37,213	19.1
一般法人	34,496	17.4	34,346	17.6
金融機関	116	0.0	12	0.0
公 金	2,402	1.2	2,854	1.4
合 計	197,376	100.0	194,313	100.0

定期預金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
固定金利定期預金	129,923	122,686
変動金利定期預金	2	1
その他の定期預金	—	—
合 計	129,926	122,688

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分	平成30年度末		令和元年度末		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	190,781	130,029	187,485	120,440
	他の金融機関から	241,042	124,004	239,964	126,137
代金取立	他の金融機関向け	790	416	714	408
	他の金融機関から	261	301	268	435

経理・経営内容

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科目	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	850	0.7	782	0.6
手形貸付	11,271	9.8	11,448	9.8
証書貸付	97,684	85.0	98,932	84.9
当座貸越	5,021	4.3	5,241	4.5
合計	114,828	100.0	116,404	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区分	平成30年度末	令和元年度末
固定金利貸出	41,994	37,269
変動金利貸出	77,747	80,756
合計	119,742	118,025

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区分	平成30年度末		令和元年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	46,168	38.5	42,582	36.0
設備資金	73,573	61.4	75,442	63.9
合計	119,742	100.0	118,025	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区分	平成30年度末		令和元年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	6,433	45.0	5,631	43.1
住宅ローン	7,853	54.9	7,409	56.8
合計	14,286	100.0	13,040	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項目	平成30年度		令和元年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	112	△ 11	118	6
個別貸倒引当金	537	△ 205	457	△ 80
貸倒引当金合計	650	△ 217	576	△ 73

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却額

(単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額	—	—

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区分		金額	構成比	債務保証見返額
有価証券	平成30年度末	1	0.0	—
	令和元年度末	111	0.0	—
動産	平成30年度末	—	—	—
	令和元年度末	—	—	—
不動産	平成30年度末	74,136	61.9	18
	令和元年度末	75,653	64.0	12
その他	平成30年度末	8	0.0	—
	令和元年度末	22	0.0	—
小計	平成30年度末	77,254	64.5	135
	令和元年度末	78,315	66.3	178
信用保証協会・信用保険	平成30年度末	11,059	9.2	—
	令和元年度末	11,559	9.7	—
保証	平成30年度末	17,155	14.3	0
	令和元年度末	16,089	13.6	2
信用	平成30年度末	14,272	11.9	17
	令和元年度末	12,060	10.2	11
合計	平成30年度末	119,742	100.0	153
	令和元年度末	118,025	100.0	192

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	平成30年度末	令和元年度末
職員1人当りの預金残高	753	741
職員1人当りの貸出金残高	457	443

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	平成30年度末	令和元年度末
1店舗当りの預金残高	6,171	6,358
1店舗当りの貸出金残高	3,741	3,807

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

預貸率

(単位:%)

区分	平成30年度	令和元年度	
預貸率	(期末)	60.63	59.87
	(期中平均)	56.42	57.55

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,607	2.1	2,337	1.9
農 業、林 業	420	0.3	352	0.2
漁 業	6	0.0	5	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	254	0.2	197	0.1
建 設 業	9,815	8.1	10,461	8.8
電気、ガス、熱供給、水道業	725	0.6	799	0.6
情 報 通 信 業	173	0.1	124	0.1
運 輸 業、郵 便 業	2,259	1.8	2,248	1.9
卸 売 業、小 売 業	10,747	8.9	10,416	8.8
金 融 業、保 険 業	1,777	1.4	1,821	1.5
不 動 産 業	46,831	39.1	47,408	40.1
(うち不動産賃貸業)	(41,037)	(34.2)	(40,892)	(34.6)
物 品 賃 貸 業	213	0.1	198	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	716	0.5	704	0.5
宿 泊 業	783	0.6	895	0.7
飲 食 業	1,519	1.2	1,489	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	2,041	1.7	2,531	2.1
教 育、学 習 支 援 業	210	0.1	217	0.1
医 療、福 祉	942	0.7	1,002	0.8
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,365	2.8	3,569	3.0
そ の 他 の 産 業	1,407	1.1	1,852	1.5
小 計	86,819	72.5	88,635	75.0
国・地方公共団体等	10,889	9.0	8,692	7.3
個人(住宅・消費・納税資金等)	22,032	18.4	20,697	17.5
合 計	119,742	100.0	118,025	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
全国信用協同組合連合会	32	23
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	17	14
独立行政法人 住宅金融支援機構	2,588	2,416
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	31	27
そ の 他	18	9
合 計	2,688	2,490

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	17,394	40.8	15,114	38.7
地 方 債	16,702	39.1	15,423	39.5
社 債	6,287	14.7	5,886	15.0
株 式	757	1.7	785	2.0
そ の 他 の 証 券	1,469	3.4	1,808	4.6
合 計	42,611	100.0	39,017	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

預証率

(単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度
預 証 率	(期 末)	20.15
	(期 中 平 均)	20.93

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

●満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	15,412	16,152	740	14,297	14,843	545
	地 方 債	15,528	15,908	380	14,014	14,270	255
	社 債	5,600	5,661	60	3,300	3,330	29
	小 計	36,541	37,722	1,181	31,612	32,443	831
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	100	99	0	2,409	2,392	△ 16
	小 計	100	99	0	2,409	2,392	△ 16
合 計		36,641	37,822	1,181	34,021	34,836	814

(注)1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「社債」には、金融債、事業債が含まれています。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非 上 場 株 式	741		735	
投資事業有限責任組合への出資	85		49	
合 計	826		784	

●その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	18	10	7	17	15	1
	債 券	722	699	22	716	699	16
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	515	499	15	511	499	11
	社 債	206	200	6	204	200	4
	そ の 他	827	600	226	446	278	168
小 計	1,568	1,311	256	1,180	993	186	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	9	9	0	32	34	△ 2
	債 券	—	—	—	98	100	△ 1
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	98	100	△ 1
	そ の 他	748	785	△ 36	1,562	1,748	△ 186
小 計	757	795	△ 37	1,693	1,883	△ 189	
合 計		2,326	2,106	219	2,873	2,877	△ 3

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めなし
国 債	平成30年度末	1,106	8,362	3,190	2,753	—
	令和元年度末	2,354	7,099	2,093	2,750	—
地 方 債	平成30年度末	1,503	10,342	4,198	—	—
	令和元年度末	2,403	8,924	3,198	—	—
社 債	平成30年度末	900	2,207	2,800	—	—
	令和元年度末	800	2,304	2,809	98	—
株 式	平成30年度末	—	—	—	—	769
	令和元年度末	—	—	—	—	784
そ の 他 の 証 券	平成30年度末	—	—	—	—	1,661
	令和元年度末	—	199	—	—	1,859
合 計	平成30年度末	3,509	20,911	10,188	2,753	2,430
	令和元年度末	5,558	18,527	8,101	2,848	2,644

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	995	596
危険債権	1,861	1,465
要管理債権	239	202
不良債権計(A)	3,096	2,265
正常債権	116,923	116,034
合計	120,019	118,299
担保・保証等(B)	2,409	1,663
貸倒引当金(C)	547	466
保全額合計 (D) = (B) + (C)	2,957	2,129
担保・保証等、引当金による保全率 (D) / (A)	95.50%	94.03%
貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)	79.74%	77.51%

(注)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
リスク管理債権総額(A)	3,094	2,263
破綻先債権額	255	68
延滞債権額	2,599	1,992
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	239	202
担保・保証等(B)	2,407	1,662
貸倒引当金(C)	547	466
保全額合計 (D) = (B) + (C)	2,955	2,128
担保・保証等、引当金による保全率 (D) / (A)	95.50%	94.02%
貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)	79.74%	77.51%

(注)

1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く)です。
5. 「担保・保証等(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するものおよびこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「北央信用組合 お客様相談センター」をお願いいたします。

北央信用組合 お客様相談センター

住 所：札幌市中央区南1条西8丁目7番地の1

電話番号：011-804-9158

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日および金融機関の休日を除きます）

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談センターへご相談ください）。

受付窓口：しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

電話番号：03-3567-2456

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日および金融機関の休日を除きます）

札幌弁護士会もしくは東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）、一般社団法人日本損害保険協会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談センターまたはしんくみ相談所へお申し出ください。

なお、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	札幌弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 法律相談センター内
電 話	011-251-7730
受 付 日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:00～12:00、13:00～16:00

	東京三弁護士会		
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー	第二東京弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～17:00

名 称	そんぽADRセンター（一般社団法人日本損害保険協会）
住 所	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
電 話	0570-022808
受 付 日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:15～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の地域のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の①、②の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ②現地調停：東京三弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

*移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しておりませんのでご注意ください。

具体的内容は東京三弁護士会仲裁センター等にご照会願います。

なお、東京三弁護士会のホームページでも確認できますので、その際はそれぞれの名称欄をクリックのうえ、ご照会願います。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員の報酬体系は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、「賞与」及びその他の職務執行の対価(以下「報酬等」という)と在任期間中の職務執行及び特別慰労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬等】

非常勤を含む全役員の報酬等につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、理事会規程により理事長が決定して理事会に報告しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として支払基準を規程で定めております。

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	89

注1. 対象役員に該当する理事は6名(期中退任者を含む)、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」74百万円、「退職慰労金」15百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

4. 当組合には連結子法人等はありません。

経営内容

リスク管理体制

金融の自由化に伴う規制緩和と金融技術・システムの発達等により金融機関の業務はますます多様化、複雑化しており、金融機関の収益機会が拡大する一方でそれに伴うリスクも多様化、複雑化してきております。

当組合は経営理念である「堅実にして健全な経営」を目指す為、理事長及び理事会等の指示の下、組合の内外のリスクを適切に管理することの重要性を認識し、「リスク管理基本規程」以下その管理態勢にかかる規程・要領等を制定するとともに組織体制の整備に努め、リスクを適切に管理し、金融機関としての業務の健全性と適切性の維持向上に努めております。

リスク管理を適切に行うには法令等遵守を前提として経済的損失等が発生するリスクを事前に認識・評価しその予防策を講ずる一連のプロセスを有効に機能させる必要がありますが、リスク管理の対象とするリスク・カテゴリーは統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクとし、その内容は、それぞれのリスク管理規程等に定めております。

それらの規程に基づき各リスクの所轄部署、ALM委員会の月次開催ほか、リスクの把握管理状況について年2回リスク管理委員会宛報告し、現状におけるリスク認識と課題、対応策についての議論を踏まえ理事会等への報告を行っております。

法令遵守(コンプライアンス)体制

「コンプライアンス」とは、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範を全うすることをいいます。

金融機関の業務は一段と多様化・高度化しており、経営上のリスクも急速に増加しています。現在、金融機関には、自己責任原則に基づく経営と、法令等を遵守し、業務運営の透明性をより高めながら、社会的責任と公共的使命を果たしていくことが強く求められています。

こうした環境の下、当組合では「コンプライアンス」を経営の重要課題と位置付け、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。この委員会ではコンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、コンプライアンス推進の指針として「コンプライアンス・プログラム」や「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、組合内ランシステムにより役職員がいつでも閲覧・確認できる体制としております。

また、各部室店にはコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス浸透強化のための研修会を毎月行っております。

個人情報保護

当組合は、お客様の個人情報につきましては、関係諸法令等を遵守しつつ、その取扱う個人情報の適切な保護と利用を図るとともに、お客様からの信頼を得ることができるよう努めております。

個人情報の管理規定として「個人情報保護規程」を定め、個人情報の適切な保護と利用に関する考え方及び方針に関する「個人情報保護宣言」を公表しております。

また、「個人データの安全管理に係る実施要領」等関連規程の制定等を行い、お客様情報の保護・安全管理態勢の整備を図っております。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合ホームページに掲載しております。

利益相反管理方針

当組合ホームページに掲載しております。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

当組合ホームページに掲載しております。

女性活躍推進法に基づく行動計画

当組合ホームページに掲載しております。

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当組合ホームページに掲載しております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

当組合ホームページに掲載しております。

リスク管理体制 一定性的事項

定性的事項

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

(注)エクスポージャーとは、リスクに晒されている資産のことを指しております。具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

自己資本調達手段の概要

発行主体	北央信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,987百万円

(注)当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等より構成されております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことによって自己資本を充実させてまいりました。令和元年度末における自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回っており、経営の健全性及び安全性を十分に保っているものと評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに策定する収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な経営施策として考えております。

信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、貸出先の業況により条件どおりの返済が出来なくなったり、資産の価値が減少もしくは消滅することにより被るリスクを指します。当組合は、健全なる事業者及び勤労者を融資対象者とし、小口・中口を中心に、常に多面的視野からリスク分散を図ることを基本原則に取組んでおります。

信用リスク管理の要であります貸出審査にあたっては、安全性・成長性・公共性・収益性・流動性の原則に基づいた審査を行うとともに、案件によって常務会あるいは理事会に諮るなど、厳正かつ適切なリスク管理を行っております。さらに、資産の自己査定結果を踏まえ、「償却・引当金の計上基準」に基づく適切な償却・引当を行って健全性の確保を図っております。

信用リスク・アセット額の算定におきましては、リスクをより正確に反映させる計測手法として標準的手法を採用し、さらに信用集中リスク管理として大口与信集中と特定業種への集中度、大口与信先に対する債権の非保全額の状況の把握に努めております。

■貸倒引当金の計算基準

一般貸倒引当金については、自己査定結果に基づく正常先及び要注意先債権について、債務者区分ごとに過去の毀損額に基づき、貸倒損失率を算定し、これに将来発生が見込まれる損失による修正を加えて予想損失率を求め、各々の債務者区分の債権額と予想損失率により算出した額を貸倒引当金として計上しております。

また、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権については、原則として個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

(注)当組合においては、格付機関の付与する格付は用いておりませんが、我が国の政府関係機関・同地方三公社・同金融機関向け等エクスポージャーについては、我が国のカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトを用いております。

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、返済期間、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続に関しては、組合が定める「事務取扱規程（融資編）」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証に関しては、お客様が期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方法の一つとして、組合が定める「事務取扱規程（融資編）」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自組合の預金積金、国債などの有価証券等、保証として国、政府関係機関、地方公共団体等、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」が該当します。

リスク管理体制 ー 一定性的事項 ー

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

オペレーショナル・リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、従業員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義し、当組合では事務リスクとシステムリスクに大別して管理しております。

当組合では「事務リスク管理方針」及び「システムリスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、半期ごとのモニタリング報告により定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理規程」に基づき、本部・営業店が一体となり、事務規定・要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての自店検査のほか監査室監査などに取組み、事務品質の向上に努めております。

また、システムリスクについては「システムリスク管理規程」に基づき、オンラインシステム及びパソコンネットワークにおける管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査の実施、外部委託システムについては監査法人によるシステム監査結果の開示を受けるなど、安定した業務遂行ができるよう多様化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

なお、現状の事務リスク、システムリスクに関するリスク管理の状況については半期ごとにリスク管理委員会で検証し、常務会、理事会報告を行っております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、「基礎的手法」を採用しております。

(注) 基礎的手法とは、金融庁告示第22条に定めるオペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つです。この場合リスク・アセットは、粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数÷8%で算出します。

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

市場のリスク要因の変動により資産価格が変動する上場株式、上場投資信託等にかかるリスクの認識については、「余資運用規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、定期的な時価評価及びストレス・テスト等によるリスク計測によって把握し、定期的に常務会及びリスク管理委員会へ報告を行っており、リスク管理委員会では、市場リスクのモニタリング結果を半期ごとに取りまとめ理事会へ報告を行っております。

また、「余資運用規程」において、ロスカットルールを定め、時価額が基準以上下落した場合には、損切りを行なう等、損失の拡大を防止する対応を行っております。

系統中央機関等への出資金、政策的に保有する非上場株式については、定期的にその発行体の財務分析を行う等、適正な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券の区分取扱要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

当組合の顧問契約先

(令和2年6月30日現在)

●顧問弁護士	米屋・林法律事務所	弁護士	米屋 佳史
●顧問弁護士	佐藤・小川法律事務所	弁護士	佐藤 敦
●顧問税理士	税理士法人むらさみ総合事務所	代表社員税理士	玉木 祥夫
●会計監査人	有限責任監査法人トーマツ		
●顧問中小企業診断士		中小企業診断士	関 智英

リスク管理体制 一定性的事項

金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける銀行勘定（保有有価証券を含みます）の現在価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合では総合企画部がVaR（バリュー・アット・リスク）によって金利リスク量を月次で計測・評価し、常勤役員で構成されるALM委員会に報告し、適宜対応を講じる体制としております。

また、平成31年3月末を初回基準日とした、金融庁告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEの計測を開始し、さらに令和2年3月末を初回基準日とした Δ NIIの計測を開始しました。これらについては、四半期毎（3,6,9,12月の月末基準）で実施致します。

（注） Δ EVEとは、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの、 Δ NIIとは金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

■金利リスクの算定手法の概要

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE並びに Δ NII及び信用組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。
- 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金（流動性預金）のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小となる③に相当する額を、満期の平均を2.5年と仮定して、金利リスク量を算定しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金利リスクの算定において考慮しておりません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
当組合において本邦通貨（円）以外の金融資産・金融負債はありません。
- スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVE並びに Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当事項はありません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当組合では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。

○信用組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE並びに Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
当組合では、主としてVaR（バリュー・アット・リスク）を用い、金利による時価変動リスク量を月次で算定しています。VaRの算出にあたっては、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味
VaRの計測は信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム等を用いておりますが、前提を、観測期間1年、将来保有期間60日、信頼区間99%としております。また、自己資本額を基準としてリスク・リミットを設定し、金利リスクコントロールを行っております。

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,671	2,174	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	260	
3	スティープ化	1,554	1,895		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,671	2,174	260	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,978		7,865	

（注）「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から Δ NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

リスク管理体制 一定量の事項

定量的事項

- ・自己資本の構成に関する事項…P.11をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項…P.23をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	87,258	3,490	90,266	3,610
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	86,690	3,467	89,699	3,587
(i) ソブリン向け	0	0	0	0
(ii) 金融機関向け	8,232	329	9,004	360
(iii) 法人等向け	22,681	907	23,888	955
(iv) 中小企業等・個人向け	18,069	722	17,294	691
(v) 抵当権付住宅ローン	11,896	475	11,817	472
(vi) 不動産取得等事業向け	15,253	610	16,979	679
(vii) 三月以上延滞等	491	19	333	13
(viii) 出資等	2,303	92	2,725	109
出資等のエクスポージャー	2,303	92	2,725	109
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	784	31	777	31
(xi) その他	6,977	279	6,879	275
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	567	22	567	22
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	5,444	217	5,351	214
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	92,702	3,708	95,618	3,824

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、取立未済手形、信用保証協会等により保証されたエクスポージャー、当組合が保有する有形固定資産、その他の資産、繰延税金資産等、及びリスク・ウェイトの特例が適用されない中小企業・個人向けエクスポージャーが含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャーの額 (期末残高及び期中平均残高)

(単位:百万円)

	期末残高		期中平均残高	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスクに関するエクスポージャー	234,412	226,618	234,928	239,363
貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	119,494	117,882	114,457	116,187
債券	37,341	35,021	40,384	36,577
デリバティブ取引	—	—	—	—

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引				
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	
製造業	2,892	2,715	2,674	2,393	100	200	—	—	6	6	
農業、林業	457	386	457	386	—	—	—	—	—	—	
漁業	25	21	25	21	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	358	364	358	364	—	—	—	—	—	—	
建設業	10,188	10,807	10,180	10,801	—	—	—	—	19	21	
電気、ガス、熱供給、水道業	3,540	4,424	734	809	2,800	3,609	—	—	—	—	
情報通信業	270	255	164	124	100	100	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	2,313	2,283	2,299	2,271	—	—	—	—	0	—	
卸売業、小売業	10,853	10,416	10,845	10,410	—	—	—	—	60	66	
金融業、保険業	71,617	67,985	1,783	1,827	2,900	2,300	—	—	—	—	
不動産業	47,799	48,508	47,413	47,941	—	—	—	—	84	143	
物品賃貸業	213	198	213	198	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	1,033	1,005	1,031	1,004	—	—	—	—	2	—	
宿泊業	779	894	778	892	—	—	—	—	2	—	
飲食業	1,918	1,845	1,915	1,843	—	—	—	—	36	—	
生活関連サービス業、娯楽業	2,502	2,936	2,498	2,933	—	—	—	—	—	—	
教育、学習支援業	210	217	210	217	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	943	1,002	942	1,002	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス	3,522	3,702	3,514	3,697	—	—	—	—	0	0	
その他の産業	1,408	1,853	1,407	1,852	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体等	42,401	37,563	10,892	8,695	31,440	28,812	—	—	—	—	
個人	19,055	18,102	19,018	18,074	—	—	—	—	216	27	
その他	10,105	9,127	132	119	—	—	—	—	—	—	
業種別合計	234,412	226,618	119,494	117,882	37,341	35,021	—	—	430	263	
1年以下	55,213	51,671	21,003	19,779	3,509	5,558	—	—			
1年超3年以下	33,676	36,821	7,972	7,094	11,081	10,910	—	—			
3年超5年以下	24,217	23,097	11,955	13,486	9,807	7,601	—	—			
5年超7年以下	24,806	18,929	12,917	10,837	9,088	7,291	—	—			
7年超10年以下	12,426	11,307	11,326	10,498	1,100	809	—	—			
10年超	64,212	64,251	53,639	55,601	2,753	2,850	—	—			
期間の定めのないもの	19,860	20,538	680	583	—	—	—	—			
残存期間別合計	234,412	226,618	119,494	117,882	37,341	35,021	—	—			

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には当組合が保有する現金、株式関連投資信託、固定資産、その他資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金のうちの一部を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.14の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」には当該引当金の金額は含めておりません。

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製造業	1	2	2	5	—	—	1	2	2	5	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	7	8	8	3	—	—	7	8	8	3	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	16	9	9	—	—	7	16	2	9	—	—	—
運輸業、郵便業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
卸売業、小売業	249	211	211	253	152	1	96	209	211	253	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	410	146	146	109	255	37	155	109	146	109	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	6	4	4	2	—	—	6	4	4	2	—	—
飲食業	2	6	6	—	—	5	2	1	6	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	1	1	0	—	—	—	1	1	0	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
その他のサービス	5	5	5	2	—	—	5	5	5	2	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	40	139	139	78	—	—	40	139	139	78	—	—
合計	742	537	537	457	407	51	335	485	537	457	—	—

(注)1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	79,007	—	64,620
10%	—	7,974	—	8,950
20%	—	41,182	—	45,034
35%	—	33,991	—	33,763
50%	—	276	—	279
75%	—	24,020	—	22,969
100%	—	47,695	—	50,756
150%	—	184	—	184
250%	—	80	—	58
1250%	—	—	—	—
合計	—	234,412	—	226,618

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		30,049	22,011	34	23	—	—
	(i) ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
	(ii) 金融機関向け	27,250	19,720	—	—	—	—
	(iii) 法人等向け	889	631	—	—	—	—
	(iv) 中小企業等・個人向け	1,611	1,469	13	8	—	—
	(v) 抵当権付住宅ローン	11	12	—	—	—	—
	(vi) 不動産取得等事業向け	213	160	—	—	—	—
	(vii) 三月以上延滞等	—	—	20	15	—	—
	(viii) その他	73	17	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、(i)～(vii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャー、リスク・ウェイトの特例が適用されない中小企業・個人向けエクスポージャーです。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,603	1,603	1,859	1,859
非 上 場 株 式 等	1,608	—	1,566	—
合 計	3,212	1,603	3,425	1,859

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
売 却 益	5	19
売 却 損	0	1
償 却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	197	△ 17

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

中小企業等の経営改善および地域活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

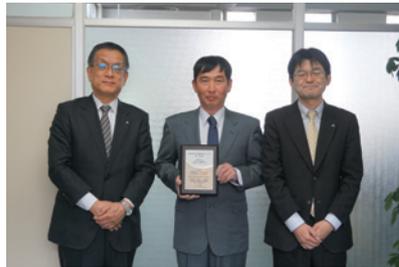
当組合は、地域金融機関として、また経営革新等支援機関として地域の中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の改善・解決に向け、十分なコンサルティング機能を発揮し、お取引先のライフステージに合わせた、きめ細やかな総合的支援を行います。

◆「信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合」（農業未来ファンド）

農業を核とした地方創生、6次化、既往取引先個人農業者の法人化、異業種からの農業参入等を目指す農業法人に対し、出資により財務基盤強化、企業価値向上を図り、農業者に対する成長資金のニーズに応えることを目的に、当組合を含めた全国9信用組合、(株)日本政策金融公庫、恒信サービス(株)、フューチャーベンチャーキャピタル(株)が連携し、農業法人投資育成事業の農業法人向けファンドを設立、参画しております。



平成29年3月 農業未来ファンド設立を
発表し手を重ねる9信組の理事長



平成30年3月 当組合のお取引先へ、全国
第1号案件として本ファンドが資金を交付



平成31年3月 当組合のお取引先で2件
目の案件として本ファンドが資金を交付

◆TKC北海道会との中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書締結

税理士や公認会計士で組織するTKC北海道会と、中小企業等の持続的成長に貢献し、地域社会の発展に寄与することを目的に、令和元年8月20日付にて「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」を締結しました。

◆第一勧業信用組合との業務連携契約

お取引先のビジネスマッチング、販路拡大や東京進出の契機とする等、お取引先を支援する事業として東京都内全域を営業基盤とする第一勧業信用組合と業務連携契約を締結しました。

◆東川町農業協同組合（JAひがしかわ）との「地方創生」に係る包括連携協定の契約締結

地域経済の活性化に資する事業について、上川郡東川町を業務基盤とする「JAひがしかわ」と積極的な相互連携・協働による活動を推進することを目的として包括連携協定を締結しました。

◆(株)日本政策金融公庫との業務連携

当組合と(株)日本政策金融公庫は、従来から個別のお取引先企業を通じた業務連携を進めてまいりましたが、地域経済の活性化に一層貢献していく観点から、「創業支援」「経営改善」「再生支援」の分野を中心に連携を強化していくことに合意し、平成26年10月1日付にて業務連携・協力に関する覚書を締結しております。

連携・協調融資実績

(単位:百万円)

年度	件数	当組合融資額	提携先融資額	合計融資額
平成29年度	54	592	561	1,153
平成30年度	78	1,321	806	2,128
令和元年度	28	574	336	911

◆中小企業・小規模事業者を地域で支える地域プラットフォームへの参画

地域プラットフォームとは、中小企業庁が認定した地域の中小企業支援機関の連携体であり、地域の支援機関による中小企業者等支援のための連携体です。当組合も支援機関として「北海道中小企業・小規模事業者支援プラットフォーム」の構成機関に登録、中小企業・小規模事業者の経営支援を行うための取組み態勢を整備しております。

◆中小企業再生ファンド「北海道オールスターワン投資事業有限責任組合」

地域経済発展のために、道内信用組合及び北洋銀行、北海道銀行、道内信用金庫、中小企業基盤整備機構、北海道信用保証協会と協働して、個別企業のみならず面的な取組みを通じ、中小企業を対象とした事業の再生を図ることを目的とした事業再生ファンドに参画しております。

◆ベンチャー・中小企業等の成長をサポート「ほっかいどう地方創生ファンド」

北海道の地域資源を活用して成長を狙うベンチャーや中小企業等への投資を通じて地方創生や活性化に寄与することを目的に、当組合の他、北海道銀行、道内2信用組合、14信用金庫および北海道ベンチャーキャピタル(株)と共同で「ほっかいどう地方創生投資事業有限責任組合（名称：ほっかいどう地方創生ファンド）」を設立、参画しております。

◆「北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合」

地域の経済・雇用を支える小規模企業の事業活動の継続を図るため、当組合、北海道、北洋銀行、北海道銀行、道内3信用金庫及び北海道中小企業総合支援センターが連携し、官民連携による道内小規模企業への資金供給により、円滑な事業承継を支援する事業承継支援ファンドに参画しております。

◆(株)地域経済活性化支援機構（REVIC）との特定専門家派遣に関する契約締結

中小企業・小規模事業者のお取引先の事業再生支援・事業性評価等、お取引先への支援を積極的に実施することを目的に同機構からの特定専門家派遣契約を締結しました。

◆一般社団法人中小企業診断協会北海道との業務提携

中小企業・小規模事業者のお取引先の経営力の向上、経営改善支援等を必要とする方に対して、専門的知見を有する中小企業診断士と連携して、より高度な経営支援を行うため、「一般社団法人中小企業診断協会北海道」と業務提携を締結しました。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

◆ 創業・新事業支援の取組み

創業・新事業支援融資実績

(単位:件、百万円)

年 度	件数	金額
平成29年度	41	178
平成30年度	51	325
令和元年度	61	261

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

協調融資商品「どさんこ創業サポート」取扱開始

当組合・札幌中央信用組合・㈱日本政策金融公庫札幌支店が連携して、創業予定者の立上げを資金面からサポートします。



「地域クラウド交流会」への参画

創業予定者・起業家の支援を目的とした交流会事業をサポートしております。



- 札幌地域クラウド交流会: 協力機関として参画(7回)
- 千歳地域クラウド交流会: 協力機関として参画(4回)
- 東川地域クラウド交流会: 実行主体として運営(3回)



旭川中心部の空き家対策及び起業・創業予定者を応援する取組開始

旭川中心部の空き店舗対策と起業・創業に向けた資金面の支援体制を構築することが地域の活性化にも繋がると考え、地域の商店街振興組合をはじめ、地場のお取引先企業や商工会議所等と連携を図り、旭川買物公園の空き店舗マップ付きパンフレット「夢〜わくわくマップ」を製作しました。

今後も当組合は協力企業と連携して、起業・創業予定者の立上げから経営支援をすべく積極的に取り組んでまいります。



◆ 経営改善支援の取組み

中小企業診断士との顧問契約を締結

当組合は資金供給の役割にとどまらず、コンサルティング機能を発揮し、中小企業・小規模事業者のお取引先の経営改善等に向けた自助努力の支援を行うため、専門的知見を有する中小企業診断士と顧問契約を締結しました。

◆ 個別経営相談

北海道よろず支援拠点との連携による企業支援

北海道よろず支援拠点との連携により、中小企業・小規模事業者の「販路拡大」「経営改善」「広告宣伝」をテーマに、個別相談会を実施する等、お取引先の課題解決に向け積極的に取組みを進めております。

中小企業等の経営改善および地域活性化のための取組み状況

地域の活性化に関する態勢整備と取組み状況

当組合は地域金融機関として、地域の面的な活性化支援を継続実施いたします。

◆地方創生「地方版総合戦略」策定・推進の体制整備への対応

各自治体に求められている“まち・ひと・しごと創生”「地方版総合戦略」の策定・推進において、当組合に地方創生センターを設け、支援・協力する態勢を整備することで各自治体からの協力要請に十分対応できる取組みを進めております。

◆“まち・ひと・しごと創生”「地方版総合戦略」推進の支援

“まち・ひと・しごと創生”「地方版総合戦略」推進の支援を基本とする、地域経済の活性化に資する事業について、東神楽町・東川町と積極的な相互連携・協働による活動を推進するための包括連携協定を締結しました。



◆産学連携 地域金融論



全国信用組合中央協会が産学連携事業の一環として全国の諸大学と連携、地域金融・経済等に関する講義を実施しており、当組合も地域金融機関として地元の大学で「信用組合の制度と役割」について学生の皆さんにお話させていただいております。



◆ビジネスマッチング

令和元年度 ほくしんアパートオーナー会の活動状況

平成24年7月にほくしんアパートオーナー会を設立、令和2年3月末現在、会員数は642名となっております。

セミナーの開催

令和元年度は、全国各地の中小企業さまへのコンサル

ティングで培った事例に基づき、事業承継や働き方改革などのタイムリーなテーマについて、札幌・千歳・旭川の3エリアでセミナーを開催、総勢137名のご参加をいただきました。



会報の発行

- ①会報『ほくしんAPネット通信』を発行しております。
- ②有益な情報提供の一環として『APネットのすすめ』を発行しております。

相談業務

専門分野は顧問弁護士や税理士に相談・紹介する等、解決方法を提案しサポートしております。



2019しんくみ食のビジネスマッチング展

販路拡大を目的として東京で開催される食をテーマとする物産展・商談会への出展推進と参加企業へのサポートを実施しております。

(出展企業様～食の物産展2社)



ほくしんB・N (ビジネスネットワーク) 会を発足

令和元年12月、当組合札幌地区に法人お取引先を対象としたほくしんB・N会を発足、令和2年2月末時点の会員数は220名となっております。既存取引先をはじめ新規取引事業先への支援と会員同士の関係を強化することで、新たなビジネスマッチングへと発展するよう活動してまいります。



女性異業種交流会「ほくしんM・N・F」を開催

令和元年12月、当組合旭川地区では、女性による女性だけの異業種交流会「ほくしんM・N・F」を開催しました。「Meeting New Friend～新たな友達との出会い」をテーマに、当日は旭川在住の様々な職種の女性に参加いただきました。業種や職場、役職を問わず、女性同士のネットワークを構築していくことが参加者同士の事業の発展に繋がり、地域を盛り上げていけると考えております。今後も地域に根差した活動として継続してまいります。



「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	325 件	350 件	344 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	7.76 %	7.83 %	11.17 %
保証契約を解除した件数	38 件	51 件	42 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0 件	0 件	0 件

主要業務内容

預金業務

(令和2年6月30日現在)

種類	お預け入れ期間	お預け入れ金額	しくみと特色
当座預金	自由	1円以上	小切手や手形が利用でき、商取引における効率的な資金管理に最適です。
普通預金	自由	1円以上	出し入れ自由。お財布、家計簿代わりにご利用ください。
決済用普通預金	自由	1円以上	預金保険制度による「全額保護」をご希望の方にご利用しました。①出し入れ自由、②決済機能付き、③無利息です。
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセットした個人専用の口座です。貯める・ふやす・支払う・借りる、が1冊の通帳で管理できます。		
貯蓄預金	自由	1円以上	出し入れ自由。年金、公共料金等の自動受入、自動支払口座としてご利用いただけません。
通知預金	7日以上	5,000円以上	7日間以上の短期間の資金運用に便利です。解約は、2日前までに通知が必要です。
納税準備預金	入金は自由	1円以上	納税のための預金。お利息は原則非課税となります。
期日指定定期預金	1年以上3年以内 (1年据置き)	100円以上 300万円未満	1年の据置後、1ヶ月前までの支払期日指定により払戻可能な最長3年の定期預金です。
変動金利定期預金	1年・2年・3年	100円以上	その時々金利情勢に応じて6ヶ月毎に金利が変動するタイプの定期預金です。
スーパー定期	1ヶ月以上5年以内 複利型3・4・5年(半年複利)	100円以上 300万円未満	一定期間の資金管理や資金運用にご利用いただける、市場金利を反映した自由金利型の定期預金です。
スーパー定期300	1ヶ月以上5年以内 複利型3・4・5年(半年複利)	300万円以上 1,000万円未満	
大口定期預金	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上	
積立定期預金	5年以内	1円以上	目標に向かって自由に積立できる定期預金。計画的な資金づくりに最適です。
スーパー積金	6ヶ月以上7年以内	1,000円以上	目標を決めてお金を貯める。最長7年までで、自動振替での貯蓄も可能。毎月一定額を積み立て、計画的な貯金のお手伝いをします。

証券業務(国債の窓口販売業務)

(令和2年6月30日現在)

種類	お預け入れ期間	お預け入れ金額	しくみと特色
利付国債 (毎月販売)	2年・5年・10年	1口5万円以上	個人・法人を問わずお求めになれます。
個人向け3年国債 (毎月販売)	3年	1口1万円以上	個人の方のみを対象とした、安心・手軽な国債です。満期までの3年間、当初の利率は変わりません。
個人向け5年国債 (毎月販売)	5年	1口1万円以上	個人の方のみを対象とした、安心・手軽な国債です。満期までの5年間、当初の利率は変わりません。
個人向け10年国債 (毎月販売)	10年	1口1万円以上	個人の方のみを対象とした、安心・手軽な国債です。半年ごとに利率が変動する変動利付国債です。

保険窓販業務

(令和2年6月30日現在)

種類	しくみと特色
住宅火災保険 (しんくみ安心マイホーム)	住宅ローンをご利用の方に、ご納得のいただける保険料で、充実した保証内容の火災保険をお取り扱いしております。

個人ローン

(令和2年6月30日現在)

商品名称	特徴・お使いみち等	ご融資金額	ご融資期間
ほくしん住宅ローン	住宅の購入・新築・建替え・住宅ローンの借換に。マイホームプランのお手伝いをします。	100万円以上 10,000万円以内	35年以内
無担保住宅ローン (移住促進・住替え)	移住促進・住替えに。無担保で住宅ローンをご利用いただけます。	10万円以上 1,500万円以内	20年以内
無担保 住宅借換ローン	現在ご利用中の住宅ローンを、無担保ローンで借換えいたします。	50万円以上 2,000万円以内	20年以内
New リフォームローン	住宅の増改築、キッチン・浴室等のリフォーム、住宅設備機器購入の他、同時に住宅ローンの借換えにもご利用いただけます。	10万円以上 1,500万円以内	20年以内
NEWエコ リフォームローン	省エネ改修、バリアフリー改修、太陽光発電設備、オール電化システム等、環境にやさしくするための資金に。	10万円以上 1,500万円以内	20年以内
マイカーローン	マイカーの購入、車検、修理等のほか、自動車ローンの借換えにもご対応できます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内
安心ロードサービス付 マイカーローン	マイカーローンご利用期間中は、24時間安心ロードサービスをお使いいただけます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内
教育ローン	受験、入学費用、学費等のほか、教育ローンの借換えにもご対応できます。	10万円以上 1,000万円以内	10年以内
カードローン アラカルト	お使いみち自由な個人向けカードローン。ご融資額の範囲で、必要に応じて繰り返しご利用いただけます。	30万円以上 500万円以内 9段階	1年毎の自動更新
職域目的ローン	当組合と職域優遇に関する協定を締結した企業・事業所にお勤め(勤続1年以上)の方がご利用いただける、目的ローンです。	10万円以上 500万円以内	10年以内
職域フリーローン	当組合と職域優遇に関する協定を締結した企業・事業所にお勤め(勤続1年以上)の方がご利用いただける、フリーローンです。	10万円以上 500万円以内	10年以内
ほくしん 生活応援目的ローン	旅行、結婚、メモリアル他生活に関わるあらゆる場面での利用が可能です。お見積書をご用意ください。	10万円以上 500万円以内	10年以内
フリーローン まとめるベア	お使いみち自由な個人向けローン。消費資金、借換え資金などに。	10万円以上 500万円以内	10年以内
フリーローン がんばるベア	個人事業者・経営者(法人役員)向けの個人ローン。事業資金にお使いいただけます。	10万円以上 500万円以内	10年以内
フリーローン レインボー	お使いみちが自由で、お見積書は不要です。借換え資金にも対応いただけます。	10万円以上 500万円以内	10年以内
シルバーライフローン	健康で文化的な生活を営むための資金に。満60歳以上、完済時80歳以下の方がご利用いただけます。	10万円以上 100万円以内	5年以内(6ヵ月単位) 隔月返済も可
空き家解体・ 活用ローン	空き家の解体、再活用、賃貸用への増改築等にかかる資金にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	10年以内

※ご融資には所定の審査があります。

※審査の結果、担保・保証人が必要となる場合があります。

信用組合のサポーター 全信組連(全国信用協同組合連合会)

■全信組連は、全国の信用組合が設立した系統中央機関です。

■全信組連の役割

- 信用組合間の資金調整
- 信用組合の余裕資金の効率運用
- 信用組合の金融業務の補完
- 信用組合業界の信用力維持・向上

■信用組合のバックアップ制度

●全国信用組合保障基金制度

信用組合業界では、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行うなど、業界の信用保持を図ることを目的に、約1,000億円の「保障基金」を設けており、全信組連がその運営を行っています。

●信用組合経営安定支援制度

全信組連は、今後も信用組合が経営の健全性を確保し、皆様から信頼される金融機関であり続けるために、「モニタリング制度」、

「監査・指導制度」及び「資本増強支援制度」の3つの制度で構成される「信用組合経営安定支援制度」を運営しています。

I モニタリング制度

信用組合から経営資料の提出を受け、経営内容を分析し経営上の問題点の有無等をチェックします。

II 監査・指導制度

信用組合業界の経営指導・監査機関として「全国信用組合監査機構」を設け、必要に応じて信用組合への実地監査を行い、適切な助言・指導を行います。

III 資本増強支援制度

必要に応じて信用組合への資本増強支援を行い、自己資本比率の向上を図ります。

主要業務内容

事業者向け融資

(令和2年6月30日現在)

新型コロナウイルス緊急対応資金の取扱い

当組合では、令和2年2月18日より「新型コロナウイルス肺炎の発生に伴う融資相談窓口」を各営業店に設置し、直接的・間接的に影響を受けられた中小企業および個人事業主さまの資金繰り等のご相談に対して、「新型コロナウイルス緊急対応資金」を通じてきめ細かいサポートを進めております。

種類	お使いいただける方	ご融資金額	ご融資期間
新型コロナウイルス緊急対応資金	新型コロナウイルス肺炎の発生により影響を受けられた中小企業および個人事業主	(手形貸付・証書貸付) 5,000万円以下	手形貸付…1年以内 証書貸付…7年以内

種類	特徴・お使いみち等	ご融資金額	ご融資期間
一般のご融資	割引手形 … 一般商業手形の割引をいたします。 手形貸付 … 仕入資金等短期運転資金をご融資いたします。 証書貸付 … 設備資金等長期の資金需要にお応えいたします。 当座貸越 … 約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。		
地方公共団体制度融資	北海道・市および町による中小企業の皆様向けの各種制度融資をお取扱しております。		
代理貸付業務	政府系金融機関等の取扱窓口として各種代理業務をお取扱しております。 (全国信用協同組合連合会・㈱商工組合中央金庫・㈱日本政策金融公庫等)		
しんくみアシスト7(セブン)	北海道内7つの信用組が、地域の中小事業者の皆様の資金繰りをアシストいたします。 (保証：北海道信用保証協会)	(手形貸付・証書貸付) 1事業者 5,000万円以内	運転資金…7年以内 設備資金…10年以内 (うち据置1年以内)
農業サポートローン「ハーベスト」	農業経営に必要な事業性資金にご利用いただけます。 (保証：北海道農業信用基金協会)	(手形貸付・証書貸付) 個人 3,600万円以内 法人・任意団体7,200万円以内	短期…1年以内 長期…25年以内
ほくしん不動産担保付カードローン「プレミア」	法人向けのカードローン方式によるご融資です。事前のご契約によりATMからのご出金でご利用いただけます。 (不動産担保の設定が必要です。)	(カードローン) 貸越極度額 100万円～500万円	1年毎の自動更新
ビジネスカーローン「尽力車」(じんりきしゃ)	トラック、コンテナ、重機、社用車等、事業にお使いの車両に係る資金に幅広くご利用いただけます。 (保証：北海道信用保証協会)	(証書貸付) 5,000万円以内	7年以内
ほくしん賃貸物件ローン	不動産賃貸経営に必要な事業性資金(下記の新築、中古物件購入、他行ローン借換資金)としてご利用いただけます。 ※アパート、テナントビル、ゲストハウス・ホテル、グループホーム、老人ホーム、サービス付き高齢者住宅)	(証書貸付) 100万円～3億円以内	30年以内 (但し、法定耐用年数以内)

各種サービス・お取り扱い

(令和2年6月30日現在)

種類	サービスの内容
現金自動預払機(ATM)	カードでお引き出し、お預け入れができるATMを31ヵ店に設置しております。 平日 8:30-17:00 (全店) (土・日・祝日 12月31日～1月3日、5月3日～5日は休止しております。)
キャッシュサービス	キャッシュカードで、当組合の本支店をはじめSANCS加盟金融機関・全国MICS加盟金融機関のキャッシュサービスコーナーでお引き出しができて、また、ゆうちょキャッシュサービスもご利用いただけます。※「しんくみお得ねっと」提携の信用組合でのお引き出しは、指定時間内にご利用いただければ、手数料が無料となっております。
ほくしんビジネスバンキング	法人・個人事業者向け。窓口・ATMに向くことなくオフィスで簡単操作。
電子記録債権(でんさいネット)	「でんさい(電子記録債権)」は手形に代わる新たな決済手段です。 電子記録の請求、開示、決済等を行えます。
デビットカード	当組合のキャッシュカードは、J-デビットマークのある加盟店でお買い物やご飲食の支払をその場でお客様の預金口座から即時決済することが出来ます。
クレジットカード	しんくみピーターバンクカードをはじめ各種クレジットカードをご利用いただけます。
給与振込	毎月の給与やボーナスが、お客様のご指定の預金口座に自動的に振り込まれます。
年金自動受取	大切な年金が一度の手続きで、お客様のご指定の預金口座に自動的に振り込まれます。 当組合でお受け取りの組合員(または同居のご家族が組合員)のお客様は、定期預金金利の優遇がございます。
夜間金庫	事業所等の売上金やその他の入金盗難防止、紛失防止に役立ち安心です。
貸金庫	お客さまの大切な書類、貴重品などを安全に保管いたします。
自動支払	公共料金・税金・クレジット代金等を毎月自動的にご指定の口座からお支払いいたします。
内国為替	全国どこへでもスピーディーにお振込・送金、手形・小切手のお取立てをいたします。

手数料

手数料一覧

(令和2年6月30日現在)

1. 為替手数料

手数料項目			金額		
			当組合同一店あて	当組合本支店あて	他金融機関あて
振込手数料	窓口利用	電信扱	3万円未満	220円	660円
			3万円以上	440円	880円
	ATM利用	自転車カード	3万円未満	110円	330円
			3万円以上	220円	495円
		他行カード	3万円未満	110円	440円
			3万円以上	330円	660円
	ビジネスバンキング		3万円未満	110円	330円
			3万円以上	220円	495円
			給与振込	無料	55円
	定額自動送金	電信扱	3万円未満	110円	550円
3万円以上			220円	770円	
給与振込	3営業日を割込んだ場合	通常の振込手数料			
		3営業日前	無料	55円	
代金取立手数料	同地あて (手形・小切手等で口座入金の場合は無料)		550円		
	小樽交換小切手 (札幌手形交換所加盟店舗)		550円		
	隔地あて	普通扱	880円		
至急扱		1,100円			
その他為替手数料	振込訂正手数料		440円	440円	660円
	振込組戻手数料				880円
	取立手形組戻手数料				880円
	取立手形店頭呈示手数料				880円
	不渡手形返却手数料				880円

2. 融資手数料

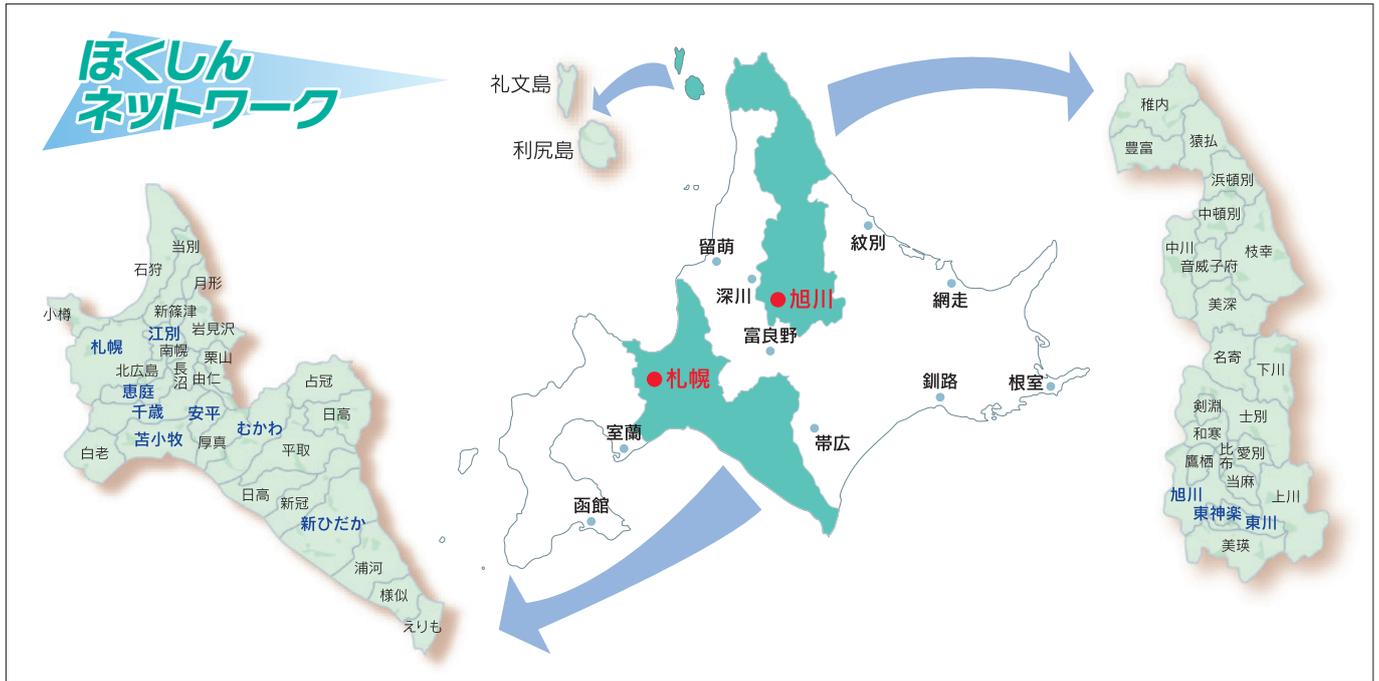
手数料項目			金額	
取扱手数料	不動産担保	新規設定、追加設定、極度増額、譲受	55,000円	
		設定変更(極度減額、譲渡、順位変更、債務者の変更)	22,000円	
担手・割手手形	代金取立	同地	当組合本支店・同一店 550円 他金融機関	
		隔地	普通扱	880円
			至急扱	1,100円
		手形貸付	金融機関借入用手形 (1枚)	660円
条件変更(最終期日延長、証書貸付へ切替)/件	11,000円			
証書貸付	一部繰上償還		11,000円	
	全額繰上償還(残高10,000千円以下)		22,000円	
	全額繰上償還(残高10,000千円超)		55,000円	
	条件変更/件		11,000円	
	賃貸物件ローン融資事務手数料	ご融資金額1億円未満	55,000円	
		ご融資金額1億円以上	110,000円	
	住宅ローン融資事務手数料	全国保証	55,000円	
	住宅ローン融資事務手数料	上記以外	55,000円	

- (注) 1. 記載は1件あたりの手数料です。
 2. 手数料には消費税が含まれています。
 3. ATMの振込は別途ATM利用手数料がかかります。
 4. 以下の場合のATM利用手数料のお客様負担額は110円となります。
 ①取引金額にかかわらず貸越金額が1万円以下の出金取引
 ②取引金額にかかわらず返済金額が1万円以下の総合口座の入金取引
 ③返済金額が1万円以下のカードローン入金取引

3. その他手数料

手数料項目			金額	
ATM利用手数料	当組合利用手数料	平日 (8:30~17:00)	無料	
	提携金融機関利用手数料 ・しんくみネット ・キャッシュサービス ・全国キャッシュサービス	平日 (8:30~17:00)	110円	
発行手数料	小切手帳	(1冊 50枚)	2,200円	
	約束・為替手形	(1冊 50枚)	2,200円	
	マル専当座手形	(1枚)	1,100円	
	自己宛小切手	(1枚)	1,100円	
各種手数料	マル専当座開設手数料	割賦販売通知書1通	5,500円	
	国債口座管理手数料	年額	1,320円	
	貸金庫利用手数料	全自動	年額	タイプA 8,800円 タイプB 13,200円
			年額	タイプC 17,600円
		手動型	年額	26,400円
			夜間金庫利用手数料 (専用靴2個付)	月額
		専用靴1個追加につき	月額	3,300円
		夜間金庫入金帳	1冊	3,300円
		保護預かり手数料	月額	1,100円
		ビジネスバンキング (照会・振込振替サービスまたは口座振替のみ)	月額	1,100円
		ビジネスバンキング (照会・振込振替サービス+データ伝送サービス)	月額	3,300円
		アンサー利用手数料	月額	1,320円
		カード・通帳・証書再発行手数料 (貸金庫ご利用カードを含む)	1枚・1冊	2,200円
			20枚まで	無料
			21~100枚	330円
			101~500枚	440円
		両替手数料 (紙幣・硬貨両替・新券両替含む)	501~1,000枚	880円
			1,001~1,500枚	1,320円
			1,501~2,000枚	1,760円
			2,001枚以上~	2,200円
		2,001枚から500枚増加につき	440円	
	窓口現金整理手数料 (大口の入金・集金・両替先)	月額	55,000円~ 165,000円	
	窓口硬貨入金手数料 (流動性預金入金時)	1~300枚	無料	
		301~1,000枚	330円	
		1,001~2,000枚	880円	
		以下1,000枚増加につき	440円	
	現金(集金・届け)手数料	1回	1,100円	
各種証明書発行手数料	組合の印鑑証明・謄本 発行手数料	印鑑証明	550円	
		謄本	1,100円	
	残高証明書 (預金・貸出金・出資金)	1通につき	550円	
		英文等証明1通	1,100円	
	取引証明書	1通	550円	
	利息証明書	預金・貸出金各証明につき	550円	
	融資証明書	1通	5,500円	
	その他証明書	1通	1,100円	
		監査法人向け証明書	1通	3,300円
	顧客情報の開示に関する手数料	氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先名(職業または勤務先名・電話番号)、取引科目、口座番号、預金残高	左記一括	1,100円
取引の履歴に関する情報		1枚	330円	
上記以外の情報			1,100円	
国・市町村からの各種調査			コピー代(1枚22円) 郵送料実費徴収	

ほくしんネットワーク



店舗一覧表 (事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況) (令和2年6月30日現在)

金融機関コード	2011
---------	------

店番号	店名	住所	電話	ATM
100	本部	〒060-0061 札幌市中央区南1条西8丁目7番地の1	011-261-9151	-
001	本店営業部	〒060-0061 札幌市中央区南1条西8丁目7番地の1	011-261-9152	2台
003	琴似支店	〒063-0803 札幌市西区二十四軒3条4丁目2番18号	011-611-2448	1台
004	菊水支店	〒003-0805 札幌市白石区菊水5条1丁目7番30号	011-811-6116	1台
005	北支店	〒065-0019 札幌市東区北19条東1丁目1番28号	011-721-0221	1台
007	美園支店	〒062-0003 札幌市豊平区美園3条4丁目3番2号	011-821-6441	1台
009	江別支店	〒069-0813 江別市野幌町12番地の1	011-383-4221	1台
010	元町支店	〒065-0013 札幌市東区北13条東16丁目1番20号	011-781-6121	1台
013	手稲支店	〒006-0021 札幌市手稲区手稲本町1条3丁目1番3号	011-681-2047	1台
014	厚別支店	〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条3丁目5番8号	011-891-2321	1台
016	西野支店	〒063-0061 札幌市西区西町北8丁目1番1号	011-661-2501	1台
017	藻南支店	〒005-0808 札幌市南区川沿8条2丁目2番5号	011-571-6421	1台
018	栄町支店	〒007-0842 札幌市東区北42条東8丁目2番25号	011-751-1751	1台
019	清田支店	〒004-0871 札幌市清田区平岡1条1丁目1番1号	011-881-7511	1台
020	澄川支店	〒005-0006 札幌市南区澄川6条4丁目2番8号	011-841-8033	1台
021	屯田支店	〒002-0856 札幌市北区屯田6条6丁目3番5号	011-773-4141	1台
024	有明支店	〒061-1431 恵庭市有明町5丁目1番1号	0123-33-2118	1台
025	恵庭支店	〒061-1446 恵庭市末広町81番地	0123-32-2116	1台
026	北栄支店	〒066-0037 千歳市新富2丁目1番25号	0123-26-3141	1台
027	千歳支店	〒066-0063 千歳市幸町2丁目15番地	0123-27-1211	1台
028	末広支店	〒066-0027 千歳市末広4丁目7番11号	0123-23-0174	1台
029	苫小牧支店	〒053-0046 苫小牧市住吉町1丁目1番1号	0144-32-6517	1台
032	早来支店	〒059-1501 勇払郡安平町早来大町67番地	0145-22-2116	1台

店番号	店名	住所	電話	ATM
033	鶴川支店	〒054-0042 勇払郡むかわ町美幸1丁目23番地	0145-42-2248	1台
034	静内支店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町1丁目1番9号	0146-42-1125	1台
035	旭川支店	〒070-0032 旭川市2条通7丁目2001番地の1	0166-23-0101	2台
036	四条東支店	〒078-8214 旭川市4条通18丁目左9号	0166-33-2281	1台
037	春光支店	〒071-8131 旭川市末広1条1丁目2番1号	0166-51-8448	1台
038	豊岡支店	〒078-8343 旭川市東光3条5丁目3番3号	0166-31-0101	1台
040	永山支店	〒079-8413 旭川市永山3条16丁目1番3号	0166-48-6621	1台
041	東川支店	〒071-1423 上川郡東川町東町1丁目2番15号	0166-82-2031	1台
042	東神楽支店	〒071-1511 上川郡東神楽町北1条西1丁目1番7号	0166-83-2141	1台

店外CD・ATM店

店外自動機器設置場所	住所	CD	ATM
本店営業部南9条出張所	〒064-0809 札幌市中央区南9条西12丁目2番32号	-	1台
苫小牧支店錦町出張所	〒053-0023 苫小牧市錦町1丁目3番5号	-	1台
市立旭川病院	〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号	-	※1台
旭川市役所本庁舎	〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地	※1台	-
旭川市役所第二庁舎	〒070-0037 旭川市7条通10丁目2190番地134	※1台	-
旭川市水道局	〒070-8541 旭川市上常盤町1丁目	※1台	-
東神楽町役場	〒071-1501 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号	-	1台

※印は他金融機関との共同設置です。

地区一覧

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、小樽市、岩見沢市、石狩市、北広島市、苫小牧市、旭川市、士別市、名寄市、稚内市の各市と、石狩郡、夕張郡、空知郡南幌町、樺戸郡月形町、勇払郡、白老郡、沙流郡、新冠郡、日高郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、北海道宗谷総合振興局管内のうち幌延町を除く地区、北海道上川総合振興局管内のうち上川郡、及び中川郡のうち中川町、美深町、音威子府村

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ……………1

【概況・組織】

1. 経営理念・方針……………1
2. 事業の組織 *……………3
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *……………3
4. 会計監査人の氏名又は名称 *……………3
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *……………36
6. 自動機器設置状況……………36
7. 地区一覧……………36
8. 組合員数……………3
9. 子会社の状況……………該当事項なし

【主要事業内容】

10. 主要な事業の内容 *……………32,33,34
11. 信用組合の代理業者 *……………該当事項なし

【業務に関する事項】

12. 事業の概況 *……………1
13. 経常収益 *……………12
14. 経常利益(損失) *……………12
15. 当期純利益(損失) *……………12
16. 出資総額、出資総口数 *……………12
17. 純資産額 *……………12
18. 総資産額 *……………12
19. 預金積金残高 *……………12
20. 貸出金残高 *……………12
21. 有価証券残高 *……………12
22. 単体自己資本比率 *……………12
23. 出資配当金 *……………12
24. 職員数 *……………12

【主要業務に関する指標】

25. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益及びコア業務純益 (除く投資信託解約損益) *……………12
26. 資金運用収支、役務取引等収支 及びその他の業務収支 *……………12
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *……………13
28. 受取利息、支払利息の増減 *……………12
29. 役務取引の状況……………12
30. その他業務収益の内訳……………12
31. 経費の内訳……………12
32. 総資産経常利益率 *……………13
33. 総資産当期純利益率 *……………13

【預金に関する指標】

34. 預金種目別平均残高 *……………13
35. 預金者別預金残高……………13
36. 財形貯蓄残高……………13
37. 職員1人当り預金残高……………14
38. 1店舗当り預金残高……………14
39. 定期預金金利区分別残高 *……………13

【貸出金等に関する指標】

40. 貸出金種類別平均残高 *……………14
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *……………14
42. 貸出金利区分別残高 *……………14
43. 貸出金用途別残高 *……………14
44. 貸出金業種別残高・構成比 *……………15
45. 預貸率(期末・期中平均) *……………14
46. 消費者ローン・住宅ローン残高……………14

47. 代理貸付残高の内訳……………15
48. 職員1人当り貸出金残高……………14
49. 1店舗当り貸出金残高……………14

【有価証券に関する指標】

50. 商品有価証券の種類別平均残高 *……………取扱いなし
51. 有価証券の種類別平均残高 *……………15
52. 有価証券種類別残存期間別残高 *……………16
53. 預証率(期末・期中平均) *……………15

【経営管理体制に関する事項】

54. 法令遵守の体制 *……………20
55. リスク管理体制 *……………20,21,22,23 資料編……………24,25,26,27
56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の概要 *……………18

【財産の状況】

57. 貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分(損失金処理)計算書 *……………7,8,9,10
58. リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *……………17 (1) 破綻先債権 (2) 延滞債権 (3) 3か月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権
59. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 *……………17
60. 自己資本の構成に関する事項 (自己資本比率明細) *……………11
61. 有価証券、金銭の信託等の評価 *……………16
62. 外貨建資産残高……………取扱いなし
63. オフバランス取引の状況(派生商品)……………取扱いなし
64. 先物取引の時価情報……………取扱いなし
65. オプション取引の時価情報……………取扱いなし
66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *……………14
67. 貸出金償却の額 *……………14
68. 財務諸表の適正性 及び内部監査の有効性について **……………10
69. 会計監査人による監査 *……………10

【その他の業務】

70. 内国為替取扱実績……………13
71. 外国為替取扱実績……………取扱いなし
72. 公共債窓販実績……………13
73. 公共債引受額……………取扱いなし
74. 手数料一覧……………35

【その他】

75. トピックス……………2
76. 沿革・歩み……………2
77. 継続企業の前提の重要な疑義 *……………該当事項なし
78. 総代会について **……………4,5
79. 報酬体系について **……………19
80. 個人情報保護に関する事項……………20
81. 金融商品に関する勧誘方針……………20
82. 信用組合のサポーター 全信組連……………33
83. 当組合の顧問契約先……………22

【地域貢献に関する事項】

84. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR) に関する事項等) **……………6
85. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化 のための取組み状況 *……………28,29,30,31
86. 「経営者保証に関するガイドライン」への 対応について **……………31

(注) 本誌掲載各計数については、単位未満切捨てて集計しておりますので、内訳と合計が不一致となる場合がありますので、ご了承願います。



北央信用組合

〒060-0061 札幌市中央区南1条西8丁目7番地の1
TEL:011-261-9151 FAX:011-261-9150
<https://www.hokuoh.shinkumi.jp/>